

8-1 国際ルールを踏まえた行動規範と現地の法律の遵守を徹底する。

《基本的心構え・姿勢》

現地の法律を十分調査するとともに遵守し、自社の経営理念や行動規範が海外オペレーションにも確実に反映されるよう努めなければならない。そのために各企業は、経営戦略や事業計画が経営理念・行動規範に適合しているかどうか適宜チェックする。経営理念・行動規範に反する行為や、反するおそれのある行為を認識した場合には、適切な改善措置をとる。また、そうした事態が起らないよう、社内およびグループ企業内の態勢をグローバルに構築する。

《具体的アクション・プランの例》

(1) 現地の法律を遵守する。

- ① 現地の事業法、独禁法、労働法、消費者保護法、税法、環境法および製品の規格取得義務など、現地の法律を十分に調査し遵守する。
- ② 不正競争防止法（外国公務員への利益供与の禁止）、外為法など、海外オペレーションに密接に関連する日本の法律を海外支店駐在員や現地法人出向者にも伝達・理解させ、遵守の徹底を図る。

(2) 経営理念や行動規範を海外支店・現地法人に徹底する。

① 経営理念の浸透

- (イ) 経営トップが効果的な方法で繰り返し情報発信を行う
- (ロ) 必要な教育ツールおよびプログラムを提供する

② 行動規範の徹底

- (イ) 現地の法律・文化等を考慮して、本社の行動規範に加筆・修正を施し、海外支店・現地法人の行動規範を作成する
- (ロ) 海外支店の駐在員や現地従業員に適用するのはもとより、現地法人の出向者・現地従業員についても、自社との関係を考慮したうえで、適用（拘束）の度合いを決定する
- (ハ) 必要な教育ツールおよびプログラムを提供する

(3) 経営理念・行動規範違反行為への対策を講じる。

① 人的ネットワークの構築

現地法人については、経営理念・行動規範の徹底のために責任者を選任し、本社との連携を図る

② ヘルプラインの設置

通常の職制とは別に、違反行為に関し相談・報告を受け付けるヘルプラインを設置する。現地法人については、自社との関係を考慮し、自社ヘルプラインの対象に含めるかどうかを決定する

(4) 本社によるチェックシステムを確立する。

本社は、海外支店・現地法人における事業が、国際ルールや現地の慣習・文化を尊重したものとなっているかどうかを常にチェックできるようなシステムをグローバルに構築する。また、現地法人については、必要に応じて行動規範の遵守・尊重につき指導する。